

広島県告示第十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により、公有水面の埋立てによつて次の表の上欄に掲げる土地が福山市の区域内に生じた旨及び同法第二百六十六条第一項の規定によつて当該土地を同表下欄に掲げる字の区域に編入する旨、福山市長から届出があつた。

平成二十三年一月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

福山市内海町字浜沖八八の六〇及び八八の六一の地先公有水面	位	置	上
	面積		
二、八〇二・三三二平方メートル			下
			欄
			福山市内海町字浜沖